

移住・空き家のアレコレQ&A

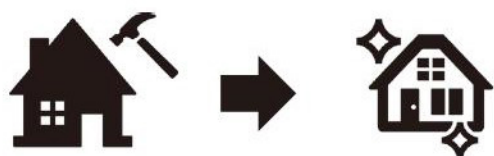
Q 仁淀川町に移住を考えているけど、引っ越し費用に補助金はないの？



A 「移住支援補助金」をご活用ください。

引っ越し費用や住宅の契約に関する書類の作成費用への補助金です。(限度額：50,000円)

Q 移住者に家を貸したいけど、改修費用に補助金はある？



A 「移住者住宅改修費等補助金」をご活用ください。

住宅の賃貸借契約または売買契約が締結されている移住者、もしくは移住者に住宅を提供する方に対し、住宅改修などに要する委託料、工事請負費(8/10以内、限度額：1,000,000円)、住宅の荷物の整理、処分に要する費用(10/10以内、限度額：100,000円)に対する補助金です。

ただし、2親等以内の親族間の住宅の改修補助は対象外です。

Q Uターンは対象外？



A 仁淀川町出身の方でも、条件を満たす方は、移住者支援が受けられます。

仁淀川町では、「町外に5年以上住所を定めていて、町内に住所を定めた日から1年を経過していない方」を移住者とし、移住者支援が受けられます。

Q 空き家を所有しているが管理が大変。誰かに貸したり売ったりしてもいい。



A 仁淀川町役場へご相談ください。

移住・空き家相談員がお伺いし、空き家の状況を確認します。その後、「空き家バンク」に登録し、移住・定住希望者へ案内や、所有者の希望により売買の情報を公開します。

この他にも「空き家活用住宅」という選択肢もあります。これは、町が住宅を10年間借り上げ、改修を行います。その後、移住・定住希望者に貸し出しを行います。所有者には賃借料として毎年、土地および建物に係る固定資産税相当額をお支払いいたします。

傷みが激しい場合など空き家の状況によってはご利用できない場合もあります。

移住・空き家に関するお悩み、お気軽にご相談ください！



地域おこし協力隊
竹村匠平

移住相談員
大野 耕

空き家相談員
瀧本由希子

その他、移住に関する情報はこちらから▶
仁淀川町移住情報ポータルサイト
「NIYODO LIFE」



■問い合わせ 仁淀川町役場 企画課 ☎35-1082

もっと知りたい！

移住者も

地域の方も

仁淀川町の移住者支援・空き家活用

仁淀川町では移住者への支援や、空き家の整備などを通して、I・Uターンの促進を図り、移住・定住人口の増加を目指しています。

仁淀川町での移住者支援や空き家活用についての取り組みをご紹介します。

林業研修生制度



1年間で林業に関する知識や技術を学びます。研修生には手当が支給され、無償で住宅が貸与されます。研修後は町内の林業事業体に就業します。

■問い合わせ 仁淀川町役場産業建設課
☎35-1083

新規就農研修支援事業費補助金



就農希望者に対し、1年以上2年以内の研修を行う場合に支援します。研修生には手当が支給され、受け入れ農家へも支援があります。研修後は就農することが条件となります。

■問い合わせ 仁淀川町役場産業建設課
☎35-1083

お試し移住施設シェアハウス



仁淀川町移住交流拠点施設山茶小屋のシェアハウスは、家財道具が一式備わっており、移住体験や、本格移住に向けた一時滞在が可能です。

■問い合わせ 一般社団法人山茶小屋
☎34-3004

空き家バンク



仁淀川町HP
空き家バンクはこちら

空き家バンクに登録された物件は、移住・定住希望者が入居し、移住促進のみならず、地域の活性化にもつながっています。現在までに累計約50件の空き家が利用されています。

■問い合わせ 仁淀川町役場企画課
☎35-1082

仁淀川町の皆さん！「空き家」を有効活用してみませんか？

仁淀川町では、所有者の方が現在居住されていない空き家を探しています。

移住・定住希望者向けの「空き家バンク」に登録して、活用しませんか？



空き家を活用すると…

- ・入居者によって家が管理され、家などの維持や防犯面で安心。
- ・賃貸借により家賃収入が得られる。
- ・新たな住民が増えることで、地域に元氣な声が増える期待。

リフォームに補助金があります

修繕が必要となる場合には、修繕費や荷物(残置物)の処分などについて補助制度(所有者負担あり)が活用できる場合があります。

■問い合わせ 仁淀川町役場企画課
☎35-1082